

国の出先機関等における温室効果ガスの排出抑制対策に関する調査結果に基づく所見表示事項とその回答の対照表

- 1 実施時期 平成18年12月～19年4月
- 2 所見表示先 公正取引委員会事務総局北海道事務所、札幌防衛施設局、北海道管区行政評価局、札幌法務局、札幌矯正管区、札幌入国管理局、札幌高等検察庁、北海道公安調査局、北海道財務局、函館税関、札幌国税局、北海道厚生局、北海道労働局、北海道社会保険事務局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、函館海洋气象台、第一管区海上保安本部、北海道地方環境事務所 以上22機関
- 3 所見表示年月日 平成19年4月24日
- 4 回答年月日
- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 公正取引委員会北海道事務所：平成19年8月8日 | 札幌防衛施設局：平成19年7月31日 |
| 北海道管区行政評価局：平成19年8月17日 | 札幌法務局：平成19年8月6日 |
| 札幌矯正管区：平成19年8月6日 | 札幌入国管理局：平成19年8月7日 |
| 札幌高等検察庁：平成19年8月7日 | 北海道公安調査局：平成19年7月31日 |
| 北海道財務局：平成19年8月6日 | 函館税関：平成19年8月10日 |
| 札幌国税局：平成19年8月7日 | 北海道厚生局：平成19年7月31日 |
| 北海道労働局：平成19年8月6日 | 北海道社会保険事務局：平成19年8月8日 |
| 北海道農政事務所：平成19年8月7日 | 北海道森林管理局：平成19年8月10日 |
| 北海道開発局：平成19年8月6日 | 北海道運輸局：平成19年8月6日 |
| 札幌管区气象台：平成19年8月8日 | 函館海洋气象台：平成19年7月26日 |
| 第一管区海上保安本部：平成19年8月10日 | 北海道地方環境事務所：平成19年7月30日 |
- 5 担当評価監視官 北海道管区行政評価局 第二部第1評価監視官、函館行政評価分室評価監視官

所見表示要旨	回答要旨
<p>1 国の出先機関における取組の推進</p> <p>(1) 地方支分部局等</p> <p>ブロック機関は、温室効果ガスの排出抑制対策を一層、効果的に推進する観点から、今後、策定予定とされている次期政府実行計画の実効性を確保するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 計画的かつ適切に温室効果ガスの削減及び排出量管理を行えるよう削減計画を作成すること（12 機関）。</p>	<p>【公正取引委員会事務総局北海道事務所】</p> <p>公正取引委員会事務総局では、現在、平成 19 年 3 月に閣議決定された政府実行計画に沿って、関係省庁と協議しながら新たな削減計画を作成しているところであり、また、ブロック機関が適切に排出管理等を行えるような内容とするよう検討中であることから、これを受けて、適切に対応していく。</p> <p>【札幌法務局】</p> <p>「札幌法務局及び札幌法務局管内地方法務局がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（平成 19 年 7 月 10 日 札幌法務局及び管内地方法務局実施計画推進委員会決定）を定め、温室効果ガスの排出量を平成 22 年度から 24 年度までの間において、対 13 年度比で平均 8 %削減することとした。</p> <p>【札幌矯正管区】</p> <p>温室効果ガスの排出抑制対策を一層、効果的に推進する観点から、札幌矯正管内ブロック実施計画推進委員会を平成 19 年 6 月 29 日に設置し、同委員会において「札幌矯正管区及び札幌矯正管内の矯正施設がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 19 年 7 月 2 日）を作成するとともに、温室効果ガスの排出量を平成 22 年度から 24 年度までの間において対 13 年度比で平均 15.3%削減することとした。</p>

所見表示要旨	回答要旨
	<p>【札幌入国管理局】</p> <p>「札幌入国管理局がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（平成 19 年 7 月 11 日札幌入国管理局 CO2 排出量削減対策委員会決定）を定め、温室効果ガスの排出量を平成 22 年度から 24 年度までの間において対 13 年度比で平均 10.9%削減することとした。</p> <p>【札幌高等検察庁】</p> <p>「札幌高等検察庁及び札幌高等検察庁ブロック管内地方検察庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（平成 19 年 7 月 30 日札幌高等検察庁及び札幌高等検察庁ブロック管内地方検察庁実施計画推進委員会決定）を定め、温室効果ガスの排出量を平成 22 年度から 24 年度までの間において対 13 年度比で平均 8.1%削減することとした。</p> <p>【北海道公安調査局】</p> <p>「北海道公安調査局及び釧路公安調査事務所がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（平成 19 年 7 月 2 日 北海道公安調査局温室効果ガス削減対策委員会）を定め、温室効果ガスの排出量を平成 22 年度から 24 年度までの間において対 13 年度比で平均 8.1%削減することとした。</p> <p>【北海道厚生局】</p> <p>平成 18 年 3 月、厚生労働省本省から全国の地方厚生（支）局に対し温室効果ガス削減計画が示された。当該削減計画の内容は、平成 18 年度において、</p>

所見表示要旨	回答要旨
	<p>各地方厚生（支）局の温室効果ガス排出量を平成13年に比べ13%削減することを目標として取り組みを推進することとなっていた。これを受けて当局では、平成18年4月に取組の強化を図るため北海道厚生局内に北海道厚生局温室効果ガス削減対策委員会を設置するとともに、職員に対しては、厚生労働省本省から示された削減計画の内容を周知し、実効策として事務室内の電化製品（コーヒーマーカー等）の削減、照明器具の間引き、幹部出退庁表示板の不使用等を実施したところである。また、当局が入居している札幌第1合同庁舎で開催される「地球温暖化対策委員会」において配布される資料等を職員にメールにより配信し、職員の協力を求めたところである。これら取り組みの結果、平成18年度においては厚生労働省本省から示された削減計画の目標を達成することができた。</p> <p>今般、厚生労働省本省から平成19年度以降の地方厚生（支）局における削減計画が示され、それによれば地方厚生（支）局は、平成24年度において平成13年度に比べ17.3%削減を目指す計画となっている（18年度と24年度との比較では4.8%削減）。</p> <p>これを受けて、当局では平成18年度に取り組んだ対策を平成19年度以降も継続するとともに、新たなハード対策を実施するなどし、削減に取り組んでいくこととし、「北海道厚生局温室効果ガス削減計画」を作成したところである。</p> <p>【北海道労働局】</p> <p>新たに策定された「政府実行計画」に基づき、厚生労働省本省から各労働局における削減率（目標率）が示される予定であり、これを受けて、削減計画を作成することとする。</p>

所見表示要旨	回答要旨
	<p>【北海道農政事務所】</p> <p>現在、農林水産本省において、新たに定められた「政府実行計画」に基づく平成 22～24 年度までの削減計画について策定中であり、8 月中旬に農林水産省としての施設ごとの削減方針が示されることから、これを受けて、北海道農政事務所としての削減計画を作成することとしている。</p> <p>【北海道森林管理局】</p> <p>現在、農林水産省において、新たに定められた「政府実行計画」に基づき、削減計画を策定中であり、今後、施設ごとの削減方針が示される予定であることから、これを受けて、適切に対応して参りたい。</p> <p>【第一管区海上保安本部】</p> <p>新たに策定された「政府実行計画」に基づき、国土交通省から具体的な取組方法や目標値が示される予定であり、これを受けて、削減計画を作成することとする。</p> <p>【北海道地方環境事務所】</p> <p>平成 19 年から 21 年までの 3 か年間において、段階的に「新たな政府の実行計画」の年平均排出量 8 %削減の目標達成を目指して、平成 19 年度は少なくとも現在の目標値 424t-CO2（平成 18 年度当初の目標値）を実現（但し、ガソリンについては車両の運行状況を勘案し、17 年度の水準である 46t-CO2 とする。）する削減計画を作成した。</p> <p>なお、今後、環境省本省の調整（地方環境事務所別の削減目標値の設定）が予定されていること及び当所管内の施設別の削減目標値の設定作業を予定していることから、上記削減計画における数値は「暫定」としている。</p>

所見表示要旨	回答要旨
<p>② 削減計画において、排出量目標を設定するに当たっては、削減対象とする燃料等を限定せずに適切に設定すること（2機関）。</p> <p>③ 政府目標等に対する目標達成の進捗状況を把握し、当該進捗状況に応じ必要な対策が講じられるよう政府目標の基準年度の燃料使用量等又は排出量実績の月別の把握に努めること、また、排出量目標を設定すること（14機関）。</p>	<p>【北海道運輸局】 平成 19 年度における削減計画については、削減対象とする燃料等を限定せず、削減目標を平成 13 年度比で 12%、また、平成 18 年度比で 3 %となるよう設定した。</p> <p>【函館海洋气象台】 気象庁が保有する海洋気象観測船 5 隻は、海洋気象観測の効果的な実施の観点から、気象庁本庁が一元的に策定した運航計画を基に運航しており、各観測船を単位として温室効果ガス排出削減計画を策定することは困難な状況にある。このため、平成 19 年度から削減計画の策定及び本計画の実施に係る体制は、気象庁本庁で一元的にとりまとめ、削減に取り組むこととされた。 ちなみに、海洋気象観測船 5 隻の温室効果ガス排出量は、平成 13 年度 9461 t、現在策定中の温室効果ガス排出削減実行計画では、平成 22 年度から 24 年度までの平均で、289 t を削減目標とされる予定である。</p> <p>【公正取引委員会事務総局北海道事務所】 前述①のとおり、公正取引委員会事務総局において作成中である削減計画を受けて、適切に対応していく。</p> <p>【札幌防衛施設局】 今後については、新たな「防衛施設局温室効果ガス削減計画」に基づき防衛施設庁本庁から当局の削減計画について指示を受け実施していく予定であり、また、当局が入居している札幌第 3 合同庁舎において策定している「札幌第 3</p>

所見表示要旨	回答要旨
	<p>合同庁舎等温室効果ガス削減計画」に定める取組においても遵守することとする。</p> <p>【札幌法務局】 基準年度の年間排出量は把握できているが、積算資料となった月別データは保存期間満了により廃棄されていることから、月別排出量の把握が不可能なため、平成 18 年度の月別排出量と比較することにより進捗状況の管理を行い、前述①のとおり、必要な対策を講じることとした。</p> <p>【札幌矯正管区】 前述①のとおり、政府目標の基準年度の燃料使用量を把握し、排出量実績の月別の把握に努め、「温室効果ガス削減計画」に基づき排出量目標を設定した。</p> <p>【札幌入国管理局】 前述①のとおり</p> <p>【札幌高等検察庁】 平成 19 年 7 月実績分から、毎月、公用車燃料、電気・ガス等エネルギー使用量の取りまとめを行い、その集計値等を各管内地方検察庁担当課等を通じ全職員に対しメール等により周知することとした。</p> <p>【北海道公安調査局】 前述①のとおり</p>

所 見 表 示 要 旨	回 答 要 旨
	<p>【北海道労働局】</p> <p>前述①のとおり、厚生労働本省からの指示を受けて、排出量目標を設定するとともに、月別の排出量実績を把握し、目標達成の進捗状況の把握に努めることとする。</p> <p>【北海道社会保険事務局】</p> <p>現在、社会保険庁において、新たに定められた「政府実行計画」に基づく削減計画を策定中であり、今後、施設ごとの削減計画が示される予定であることから、これを受けて、実施していく予定である。</p> <p>【北海道農政事務所】</p> <p>月別の排出量実績については、本省の削減計画で毎月報告が求められる予定であることから、報告時において、適切に把握するとともに、下部機関である各地域課、統計・情報センターに対し8月から排出目標と比較を行った資料を情報提供し、省エネ意識の醸成を図ることとした。また、排出量目標については、前述①のとおり、削減計画の作成時に設定することとしている。</p> <p>【北海道森林管理局】</p> <p>前述①のとおり、農林水産省において、新たに定められた「政府実行計画」に基づき、削減計画を策定中であり、今後、施設ごとの削減方針が示される予定であることから、これを受けて適切に対応して参りたい。</p> <p>【札幌管区气象台】</p> <p>基準年度である平成13年度における地方气象台等下部機関ごとの燃料使用量を一覧表に整理等した「札幌管区气象台 平成13年度実績量」及び「各月</p>

所見表示要旨	回答要旨
<p>④ 温室効果ガスを計画的かつ適切に削減するための推進体制を整備するとともに、職員が取り組むための行動ルール等を作成し、その徹底を図ること(13 機関)。</p>	<p>使用量前年比一覧表」を作成し、政府目標等に対する目標達成の進捗状況を把握し、当該進捗状況に応じ必要な対策が講じられるよう政府目標の基準年度の燃料使用量等又は排出量実績を月別に把握することとした。</p> <p>【第一管区海上保安本部】</p> <p>前述①のとおり、国土交通省からの指示を受けて、燃料使用量等又は排出量実績の月別の把握に努めるとともに、排出量目標を設定することとする。</p> <p>【北海道地方環境事務所】</p> <p>排出量実績を施設別、月別に把握し、排出量目標については、前述①のとおり設定した。</p> <p>【公正取引委員会事務総局北海道事務所】</p> <p>前述①のとおり、公正取引委員会事務総局において作成中である削減計画を受けて、適切に対応していく。</p> <p>【札幌防衛施設局】</p> <p>前述③のとおり、推進体制の整備及び職員が取り組むための行動ルール等の作成に関しても「防衛施設局温室効果ガス削減計画」及び「札幌第3合同庁舎等温室効果ガス削減計画」の定める取組を遵守することとする。</p> <p>【北海道管区行政評価局】</p> <p>新たに定められた「政府実行計画」に基づき、総務省本省から温室効果ガス</p>

所見表示要旨	回答要旨
	<p>を削減するための具体的な取組方法、目標数値等が示されることから、これを受けて、従来、温室ガスの削減に係る取組を所管していた管区総務課から管区及び管内3行政評価分室が、温室効果ガスの削減について一体となって推進していくことを目的に、新たに「(仮称)北海道管区行政評価局CO₂排出量削減対策委員会」を設置することとした。また、同委員会において、職員が取り組むための行動ルール等について、検討し作成することとしている。</p> <p>【札幌法務局】</p> <p>温室効果ガス排出削減のための具体的な取組マニュアルとして、「札幌法務局及び札幌法務局管内地方法務局における温室効果ガス排出削減のための具体的な取組マニュアル」(平成19年7月10日 札幌法務局及び管内地方法務局実施計画推進委員会決定)を作成した。</p> <p>【札幌矯正管区】</p> <p>前述①のとおり、札幌矯正管内ブロック実施計画推進委員会を平成19年6月29日に設置し、同委員会において職員が取り組むための行動ルールである「札幌矯正管区及び札幌矯正管内の矯正施設における温室効果ガスの排出削減取組マニュアル」(平成19年7月2日)を作成した。</p> <p>【札幌高等検察庁】</p> <p>「札幌高等検察庁及び札幌高等検察庁ブロック管内地方検察庁における温室効果ガスの排出削減取組マニュアル」(平成19年7月30日札幌高等検察庁及び札幌高等検察庁ブロック管内地方検察庁実施計画推進委員会決定)を作成した。</p>

所 見 表 示 要 旨	回 答 要 旨
	<p>【北海道厚生局】 前述①のとおり</p> <p>【北海道社会保険事務局】 前述③のとおり、社会保険庁において、新たに定められた「政府実行計画」に基づく削減計画を策定中であり、今後、施設ごとの削減計画が示される予定であることから、これを受けて、実施していく予定である。</p> <p>【北海道農政事務所】 職員が取り組むための具体的な行動内容について、目的別に示した「職員の運用面による取組」を8月に作成し、当該取組の実施状況について、定期的（四半期）に担当職員（本所：経理課管財係、地域課：総務係、統計・情報センター：次長）がチェックするとともに、毎月の排出量実績をメール等により職員個々に周知し、意識の向上を図ることとした。</p> <p>【北海道森林管理局】 当局では、平成18年2月の林野庁長官指示を受け、同年4月に「CO2 行動ルール」を作成し、職員への周知を図ったところであるが、更に、当該指摘を踏まえ、今後、周知の徹底を図ることとしている。</p> <p>【札幌管区气象台】 「札幌管区气象台温室効果ガス排出抑制推進委員会」を8月上旬目処に設置するとともに、前年度との使用量比一覧表を職員向けホームページ（地球温暖化対策のページ）へ掲載し周知を図ることとした。</p>

所見表示要旨	回答要旨
<p>(2) 合同庁舎</p> <p>ブロック機関は、合同庁舎全体における温室効果ガスの排出抑制対策を一層、効果的に推進する観点から、今後、策定予定とされている次期政府実行計画の実効性を確保するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 計画的かつ適切に温室効果ガスの削減及び排出量管理を行えるよう削減計画を作成すること。また、管理官署となっている下部機関を有するブロック機関は、当該下部機関に対し、削減計画の作成に係る指示を徹底すること（7機関）。</p>	<p>【函館海洋気象台】</p> <p>温室効果ガスを計画的かつ適切に削減するための推進体制の整備として、平成19年6月1日に、総務課長を総責任者とし、各課長及び船長を責任者とする「函館海洋気象台温室効果ガス排出抑制委員会」を設置するとともに、併せて当該委員会要領を策定した。</p> <p>【北海道地方環境事務所】</p> <p>温室効果ガスを計画的かつ適切に削減するための推進体制として、従来あったプロジェクトチームを発展的に解消し、新たに「北海道地方環境事務所CO2排出削減対策委員会」を平成19年6月1日に設置し、削減対策を推進することとした。</p> <p>また、平成19年5月22日に北海道地方環境事務所管内連絡会議を開催し、削減対策の実情及び19年度の取組等について周知するとともに、さらに、「CO2排出削減対策について」（平成19年6月15日付け北海道地方環境事務所長）により各施設管理者に対し、同様の内容を周知した。</p> <p>【札幌防衛施設局】</p> <p>帯広地方合同庁舎全体における削減計画については、現在、北海道開発局と調整を行っているところであり、さらに、8月上旬に上部機関より、作成指示を受ける予定があることから、平成19年9月を目処に削減計画を作成するよう準備を進めているところである。</p>

所 見 表 示 要 旨	回 答 要 旨
	<p>【札幌国税局】</p> <p>新たに定められた「政府実行計画」では、平成22年から平成24年までの温室効果ガスの総排出量の平均を平成13年度比で8%削減することを目標とされたところであり、札幌第2合同庁舎（管理官署：当局）及び倶知安地方合同庁舎（同：倶知安税務署）における温室効果ガスの削減計画については、電気等エネルギーごとの排出量目標を具体的に明示していなかったため、新たに電気及び電気以外と区分するなど、エネルギーごとの削減計画を策定し（札幌第2合同庁舎温室効果ガス削減計画：平成19年5月策定、倶知安地方合同庁舎温室効果ガス削減計画：平成19年5月策定）、削減目標値達成に向けて、確実に取り組むこととした。</p> <p>【北海道労働局】</p> <p>合同庁舎の管理官署となっている下部機関に対して、合同庁舎全体における温室効果ガスの削減計画について、早急に作成するよう指示することとする。</p> <p>【北海道農政事務所】</p> <p>北見統計・情報センターが管理官署となっている北見地方合同庁舎における削減計画の作成に当たっては、北海道農政事務所が、当面、「北見地方合同庁舎の政府実行計画の削減目標達成に向けた取り組み方策」（平成19年8月1日作成）を作成し、この方策に基づき、平成19年度の削減目標を決定し、当該削減目標に基づく削減計画を北見地方合同庁舎連絡会議で作成することとしている。</p> <p>【北海道開発局】</p> <p>北海道開発局は、稚内地方合同庁舎の管理官署である稚内開発建設部に対</p>

所見表示要旨	回答要旨
	<p>し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。以下「政府の実行計画及び実施要領」という。）に基づき、稚内地方合同庁舎における温室効果ガス削減計画を作成するよう「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画について」（平成19年6月6日付け開発環境課長補佐事務連絡。以下、「事務連絡」という。）により指示した。</p> <p>これを受け、稚内開発建設部では、「稚内地方合同庁舎温室効果ガス削減計画」を作成（平成19年7月31日）した。</p> <p>【札幌管区気象台】</p> <p>寿都測候所及び留萌測候所は、寿都地方合同庁舎及び留萌地方合同庁舎の管理官署であり、両合同庁舎における温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進する役割を担っているところであるが、本取組方策の策定に必要な電力等エネルギーの使用量に関するデータについては、両測候所に関する経理事務を担当している札幌管区気象台において一元的に管理している。</p> <p>このため、温室効果ガス削減計画については両合同庁舎の実状を把握した上で、札幌管区気象台において作成するとともに、札幌管区気象台より両測候所に対し合同庁舎の管理官署として庁舎全体で本取組を実施するよう指示した。</p> <p>【第一管区海上保安本部】</p> <p>前述(1)-①のとおり、国土交通省からの指示を受けて、合同庁舎の管理官署となっている釧路海上保安部に対して、合同庁舎全体における温室効果ガスの</p>

所見表示要旨	回答要旨
<p>② 目標達成の進捗状況に応じ必要な対策が講じられるよう、基準年度の燃料使用量等又は排出量実績の月別の把握に努めること。また、管理官署となっている下部機関を有するブロック機関は、当該下部機関に対し、同様の措置を講ずるよう指導すること（1機関）。</p> <p>③ 合同庁舎全体の温室効果ガスの削減目標と排出量の実績等を対比する等の計画の進捗状況を把握できる情報を作成する等、入居官署間との情報の共有を図ること。また、管理官署となっている下部機関を有するブロック機関は、当該下部機関に対し、同様の措置を講ずるよう指導すること（7機関）。</p>	<p>削減計画について、早急に作成するよう指示することとする。</p> <p>【札幌管区気象台】 前述①のとおり、寿都測候所及び留萌測候所が管理官署となっている寿都地方合同庁舎及び留萌地方合同庁舎の両合同庁舎における電力等エネルギーの使用量に関するデータについては、札幌管区気象台において一元的に管理している。</p> <p>このため、札幌管区気象台において、基準年度である平成13年度における燃料使用量を一覧表に整理等した「平成13年度実績量」を作成した。</p> <p>【札幌防衛施設局】 前述①のとおり、帯広地方合同庁舎全体における削減計画については、平成19年9月を目処に削減計画を作成するよう準備を進めているところである。</p> <p>【函館税関】 平成19年4月から合同庁舎全体の温室効果ガスの削減目標値と排出量の実績等を対比する等の計画の進捗状況を把握できる情報を入居官署に対し、毎月提供し、情報を共有することとした。</p> <p>また、管理官署となっている下部機関に対しても、平成19年4月からの情報を入居官署に対し、毎月提供し情報を共有するとともに、機会あるごとに更なる削減の協力を求めるよう指示した。</p> <p>【北海道労働局】 合同庁舎の管理官署となっている下部機関に対して、合同庁舎の入居官署間</p>

所 見 表 示 要 旨	回 答 要 旨
	<p>において、連絡会議を開催する等により、合同庁舎全体における温室効果ガスの排出状況に係る情報の共有化を図るよう指示することとする。</p> <p>【北海道農政事務所】</p> <p>北見地方合同庁舎の管理官署である北見・統計情報センターは、月別の排出量を把握し、対13年度同月比と比較を行い、削減進捗状況を把握し、8月から当該合同庁舎連絡会議を通じて入居官署全職員へ連絡する等、意識の向上及び目標達成に向けた注意喚起を行うこととしている。</p> <p>【北海道開発局】</p> <p>北海道開発局は、稚内地方合同庁舎の管理官署である稚内開発建設部に対し、政府の実行計画及び実施要領に基づき、合同庁舎全体の温室効果ガス削減目標と排出量の実績等を対比する等の計画の進捗状況を把握できる情報を作成し、入居官署と情報共有を図るよう事務連絡及び現地打合せ（平成19年6月12日実施）により指導した。</p> <p>これを受け、稚内開発建設部では、合同庁舎全体の温室効果ガス削減目標と排出量の実績等を対比する等の計画の進捗状況を把握できる資料を作成し、稚内地方合同庁舎連絡会議等を通じて入居官署間との情報の共有を図ることとした。</p> <p>【札幌管区気象台】</p> <p>前述①のとおり、寿都測候所及び留萌測候所が管理官署となっている寿都地方合同庁舎及び留萌地方合同庁舎の両合同庁舎における電力等エネルギーの使用量に関するデータについては、札幌管区気象台において一元的に管理している。</p>

所見表示要旨	回答要旨
<p>④ 合同庁舎の入居官署の職員が取り組むための行動ルールを作成し、その徹底を図ること。また、管理官署となっている下部機関を有するブロック機関は、当該下部機関に対し、同様の措置を講ずるよう指導すること（6機関）。</p>	<p>このため、札幌管区気象台において、合同庁舎全体の温室効果ガス削減目標と排出量の実績等を対比し計画の進捗状況を把握するための入居官署別「各月使用量前年比一覧表」を作成し、両管理官署においては、当該一覧表の各入居官署への配布及び掲示板への提示等により情報の共有化を図ることとした。</p> <p>【第一管区海上保安本部】</p> <p>合同庁舎の管理官署となっている釧路海上保安部に対して、合同庁舎全体における温室効果ガスの削減目標と排出量の実績等を対比する等の計画の進捗状況を把握できる情報を作成する等、入居官署との情報の共有を図るよう指示することとする。</p> <p>【札幌防衛施設局】</p> <p>前述①のとおり、帯広地方合同庁舎全体における削減計画については、平成19年9月を目処に削減計画を作成するよう準備を進めているところである。</p> <p>【北海道労働局】</p> <p>合同庁舎の管理官署となっている下部機関に対して、合同庁舎の入居官署の職員が取り組むための行動ルールを早急に作成し、その徹底を図るよう指示することとする。</p> <p>【北海道農政事務所】</p> <p>北見地方合同庁舎の管理官署である北見・統計情報センターに対し、合同庁舎の入居官署の職員が取り組むための行動ルールを8月に作成し、その徹底を</p>

所 見 表 示 要 旨	回 答 要 旨
	<p>図るよう指導する。これを受けて、北見統計・情報センターは、入居官署の職員が取り組むための具体的な行動内容を示し、その徹底を図ることとする。また、省エネルギーチェックシートを作成し、定期的に入居官署担当者による点検を行い、意識の向上及び注意喚起を行う。</p> <p>【北海道開発局】</p> <p>北海道開発局は、稚内地方合同庁舎の管理官署である稚内開発建設部に対し、政府の実行計画及び実施要領に基づき、合同庁舎の入居官署の職員が取り組むための行動ルールを作成し、その徹底を図るよう事務連絡及び現地打合せにより指導した。</p> <p>これを受け、稚内開発建設部では、入居官署の職員が取り組むための行動ルール（稚内地方合同庁舎 CO2 削減（地球温暖化対策）職員行動チェック表）を作成し、稚内地方合同庁舎連絡会議を通じて入居官署の職員へ周知を図るとともに定期的に取り組に係る点検を行い、その徹底を図ることとした。</p> <p>【札幌管区气象台】</p> <p>前述①のとおり、寿都測候所及び留萌測候所が管理官署となっている寿都地方合同庁舎及び留萌地方合同庁舎の両合同庁舎における電力等エネルギーの使用量に関するデータについては、札幌管区气象台において一元的に管理している。</p> <p>このため、札幌管区气象台において、両合同庁舎に関する「政府実行計画」の削減目標に向けた取り組み方策」を策定するとともに、各職員が取り組むための行動ルールである「温室効果ガス（CO2 等）削減計画に基づく実施事項一覧」を作成し、その徹底を図ることを両管理官署に指示した。</p>

所 見 表 示 要 旨	回 答 要 旨
<p>⑤ 他の合同庁舎で実施している温室効果ガス削減のための推奨的取組を積極的に実施するなど、対策の一層の強化について検討すること。また、管理官署となっている下部機関を有するブロック機関は、当該下部機関に対し、同様の検討を行うよう指導すること（10 機関）。</p>	<p>【第一管区海上保安本部】 合同庁舎の管理官署となっている釧路海上保安部に対して、合同庁舎の入居官署の職員が取り組むための行動ルールを早急に作成し、その徹底を図るよう指示することとする。</p> <p>【札幌防衛施設局】 前述①のとおり、帯広地方合同庁舎全体における削減計画については、平成19年9月を目処に削減計画を作成するよう準備を進めているところであり、この中で、他の合同庁舎で実施している取組についても検討することとしている。</p> <p>【札幌高等検察庁】 札幌第三合同庁舎における温室効果ガス削減対策の一層の強化を図るため、本年8月から冷水機をタイマー管理により12時間の運転停止、ジェットタオルの稼働停止及び自動販売機の蛍光灯を抜く取組を行うこととした。 また、各入居官署が保有する家電製品の更なる削減を求めることとした。</p> <p>【北海道財務局】 釧路地方合同庁舎の管理官署である釧路財務事務所に対し、入居官署への温室効果ガス削減のための対策の一層の強化について検討するよう口頭により指示し、これを受け、釧路財務事務所では5月に開催した合同庁舎連絡会議において、入居官署に対し一層の協力要請と該当官署に対して次回会議までに削減のための具体的方策の立案を依頼したところである。</p>

所見表示要旨

回答要旨

【函館税関】

平成19年5月11日に開催した合同庁舎連絡会議において、温室効果ガス削減の更なる取り組みを行うため、各入居官庁に対し電気製品の使用削減及び専用・共用部分の蛍光灯の間引きについて依頼した結果、下表のとおり削減するに至った。

管理官庁となっている下部機関に対する指導については、前述③と同様である。

品名	既削減数	追加削減数	削減数(合計)
コーヒーメーカー	—	16台	16台
冷蔵庫	—	14台	14台
テレビ	—	3台	3台
FAX	—	3台	3台
電子レンジ	—	3台	3台
蛍光灯	80台	45台	125台

【札幌国税局】

合同庁舎の管理官署となっている下部機関に対し、他の合同庁舎で実施している温室効果ガス削減のための推奨的取組の実施について検討するよう口頭により指導した結果、次の措置を講じた。

i) 倶知安地方合同庁舎（管理官署：倶知安税務署）

倶知安税務署は、平成19年4月24日に実施した当該合同庁舎予算説明会において、入居官署に対し口頭により保有する家電製品の削減について要請するとともに、翌5月には入居官署における家電製品の削減状況等に関する実態確認を行い、その結果、家電製品の削減要請を行った時の状況と変わりがなかったことから、家電製品の削減に向けて更なる協力依頼を行った。

所見表示要旨	回答要旨
	<p>また、当該合同庁舎に設置している冷水機については、平成19年4月25日以降、庁舎利用者等の便宜を勘案し、1階に設置している冷水機を除き稼働を停止した。</p> <p>ii) 室蘭地方合同庁舎（管理官署：室蘭税務署）</p> <p>室蘭税務署は、平成19年5月17日に実施した当該合同庁舎連絡会議において、入居官署に対し口頭により保有する家電製品の削減について要請するとともに、翌6月初旬には入居官署における家電製品の削減状況等の実態確認を行い、その結果、家電製品の削減要請を行った時の状況と変わりがなかったことから、家電製品の削減に向けて更なる協力依頼を行った。</p> <p>また、当該合同庁舎に設置している冷水機については、平成19年6月20日以降、庁舎利用者等の便宜を勘案し、1階に設置している冷水機を除き稼働を停止するとともに、また、ジェットタオルについても同日以降すべて使用を停止した。</p> <p>なお、使用停止した冷水機及びジェットタオルについては、「温室効果ガス削減対策のため使用を停止しています」等の表示を行った。</p> <p>【北海道労働局】</p> <p>合同庁舎の管理官署となっている下部機関に対して、他の合同庁舎で実施している温室効果ガス削減のための取組を積極的に実施するなど、対策の一層の強化について検討を行うよう指示することとする。</p> <p>【北海道農政事務所】</p> <p>北見地方合同庁舎の管理官署である北見統計・情報センターは、9月に入居官署の電化製品削減調査を実施し、電化製品の削減への協力要請を行うことと</p>

所見表示要旨	回答要旨
	<p>する。</p> <p>また、北海道農政事務所は管理官署である北見統計・情報センターに対し、エアータオルの停止を検討するよう指導する。</p> <p>【北海道開発局】</p> <p>北海道開発局は、稚内地方合同庁舎の管理官署である稚内開発建設部に対し、札幌第1合同庁舎で実施している温室効果ガス削減のための取組（札幌合同庁舎「CO2削減政府実行計画」の取組みについて）を積極的に実施するなど、対策の一層の強化について検討するよう現地打合せにより指導した。</p> <p>これを受け、稚内開発建設部では、他の合同庁舎で実施している温室効果ガス削減のための取組を把握のうえ、稚内地方合同庁舎に導入可能な取組を実施し、入居官署とも調整しながら、対策の一層の強化について検討することとした。</p> <p>【札幌管区气象台】</p> <p>寿都地方合同庁舎及び留萌地方合同庁舎の管理官署である寿都測候所及び留萌測候所に対し、「温室効果ガス（CO2等）削減計画に基づく実施事項一覧表」に基づき、他の合同庁舎で実施している温室効果ガス削減のための取組を積極的に実施するなど、対策の一層の強化について検討するよう指導した結果、各管理官署において、入居官署における電気製品の保有台数調査を実施（寿都地方合同庁舎6月20日、留萌地方合同庁舎6月20日各実施）し、保有台数の見直しについて要請することとした。</p> <p>【第一管区海上保安本部】</p> <p>合同庁舎の管理官署となっている釧路海上保安部に対して、他の合同庁舎で</p>

所見表示要旨	回答要旨
<p>2 地方公共団体実行計画の策定の推進</p> <p>北海道地方環境事務所は、地域における地球温暖化対策を推進する観点から、これまでの取組に加え、地方公共団体実行計画の未策定市町村に対して、計画の策定について一層の周知徹底を図るとともに、これら市町村における取組状況等の実態を把握したうえ、関係機関と連携し、新たな支援対策を検討する必要がある。</p>	<p>実施している温室効果ガス削減のための取組を積極的に実施するなど、対策の一層の強化について検討を行うよう指示することとする。</p> <p>平成19年4月23日、道内全市町村に対し、「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス送総排出量算定方法ガイドライン」(平成19年3月 環境省地球環境局改訂)を送付するとともに、同日付の「地球温暖化対策関係(実行計画、地域推進計画等)の送付及びお願い」により北海道に対し、市町村における実行計画の策定の推進について周知するよう依頼した。</p> <p>また、平成19年7月25日～27日において、道内市町村を対象に、環境省主催の「地球温暖化対策地域推進計画ガイドライン地方説明会」を道内3か所(札幌市、釧路市及び旭川市)で開催した結果、101市町村が出席し、この中で、実行計画の策定についての説明を行ったところである。</p> <p>今後、さらに、市町村における実行計画の策定状況を踏まえ、必要な支援対策を検討していくこととしている。</p>